

第4章 推進する施策（ほっとチャレンジ）

第1節 生活環境（安全で快適なまち）

基本施策1：水環境の保全



1 現状と課題

本市では、臼杵川をはじめ、野津川、末広川などが市内を流れており、それら川沿いの水田や畑地、河川の流末となる臼杵湾などに、豊かな恵みをもたらしています。

こうした中で、本市では未だ多くの単独処理浄化槽が使用され、生活系の排水が河川に流れ込んでいることから、合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理に対する意識啓発などを促進し、水環境を保全しなければならないことが課題となっています。

また、県と協力し、民間企業の工場から排出される排水の監視及び指導に取り組むことも課題となっています。

2 施策の方向性

良好な水質を今後も維持するため、関係機関と連携し河川等の監視を行います。

また、生活排水対策総合基本計画に基づいた生活排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽や既に設置済みの単独処理浄化槽の適正な維持管理を関係機関と連携して推進します。

さらに、河川浄化に関する啓発に努めるとともに、水路の維持管理活動を推進します。

3 具体的な取組み

具体的な取組み	内容	担当課
①合併処理浄化槽の普及推進	設置費助成により単独浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への計画的転換を推進します。	上下水道管理課
②浄化槽の適正な維持管理の推進	浄化槽設置者が浄化槽を適正に維持管理するよう啓発推進します。	中部保健所 上下水道管理課
③生活排水の適正処理の促進	汚濁負荷の大きい家庭用の食用油などの排出について適正処理や情報提供を行います。	環境課
④監視体制の整備	関係機関と連携し、臼杵湾や各種河川等の公共用水域の水質監視を行います。	環境課
⑤河川・水路の清掃	市民が主体となって実施される身近な河川・水路の雑草等の伐採等の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出やごみの回収などの支援を行います。	環境課
⑥河川汚濁対策の強化	河川工事などによる河川汚濁の対策強化を図るため、請負業者などへの啓発・指導を行います。	建設課 上下水道工務課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- 単独浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽（し尿だけでなく、全ての生活雑排水を浄化）に転換しましょう。
- 浄化槽の設置者は、年に1回の法定検査や専門業者による保守点検や清掃を行い、適正な維持管理に努めましょう。
- 調理くずや食べ残したものの、廃食用油は、台所の排水口に捨てずに適正に処理を行いましょう。
- 水路の清掃などの維持管理活動に積極的に参加しましょう。

《事業者の取組み》

- 単独浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換しましょう。
- 浄化槽の設置者は、年に1回の法定検査や専門業者による保守点検や清掃を行い、適正な維持管理に努めましょう。
- 調理くずや食べ残したものは、台所の排水口に流さないようにしましょう。
- 減農薬・減化学肥料栽培など環境にやさしい農業の実施により、地下水への負荷の低減に努めましょう。

《市の取組み》

- 単独浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。
- 関係機関（中部保健所）と連携し、浄化槽の保守点検や清掃などの適正な維持管理を市民や事業者に啓発します。
- 関係機関と連携し、臼杵湾や各種河川等の公共用水域の水質の監視を行います。
- 工場等からの未処理排水や化学物質の漏洩防止に関する監視・指導を行います。
- 河川工事による河川汚濁を防止するための啓発・指導を行います。

5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①河川BOD環境基準達成率	%	100	100	中部保健所 環境課
②海域COD環境基準達成率	%	100	100	中部保健所 環境課
③生活排水処理率	%	66.7	77.9 (2025)	上下水道管理課
④合併処理浄化槽補助設置基数	累計 基	1,695	2,445 (2027)	上下水道管理課
⑤浄化槽設置普及促進活動	累計 地区	3	33 (2027)	上下水道管理課
⑥河川・水路の清掃	延べ 件数	64	64	環境課

基本施策２：大気環境の保全

1 現状と課題

県が実施している二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定値は、環境基準値未満で推移しており、大気は概ね良好な状況となっています。

市民アンケート調査結果から、「空気のきれいさ」について満足度が高く、重要度が高いとの回答が多く、生活環境の保全は、引き続き取り組むことが求められています。

そのため、良好な大気環境を維持するために、行政による適切な指導を行うと同時に、市民や事業者は周辺環境に配慮した行動をとることが、重要な要素となります。

2 施策の方向性

大気汚染物質の状況は、県と連携した情報収集網を構築するとともに、市民への迅速な情報提供に努め、大気汚染による健康被害の防止に努めます。

国が禁止している野外焼却については、市民や事業者に啓発・指導を実施します。

3 具体的な取組み

具体的な取組み	内容	担当課
①大気汚染物質に関する監視と情報提供	県などが測定する大気汚染物質の常時監視状況を確認し、注意報発令時に市民に周知し、健康被害の防止を図ります。	環境課
②野外焼却対策	野外焼却禁止の啓発・指導を行います。	環境課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- 野外でのごみの焼却はやめましょう。

《事業者の取組み》

- 野外でのごみの焼却はやめましょう。
- 近隣の迷惑となるような悪臭を発生させないように配慮しましょう。

《市の取組み》

- 野外でのごみの焼却や工場の排煙などの監視体制を強化します。
- 工場や事業所に対して、県と協力し、排出基準の遵守や化学物質の管理・使用削減などに関する啓発・指導を行います。

5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①野外焼却に対する 苦情件数	件	6	2	環境課
②空気のきれいさの 満足度の割合 （アンケート調査）	%	87	90	環境課

基本施策3：ごみの発生抑制と資源化の推進

1 現状と課題

本市では循環型社会の形成のため、市民・事業者・行政が連携して3R運動（ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源化して再利用する（リサイクル））を推進し、ごみの発生抑制と資源化に取り組んでおり、総排出量は減少傾向となっていますが、リサイクル率が下がっている状態となっています。

なお、不法投棄防止に対しては、パトロールなどによる監視を行っていますが、不法投棄は毎年確認されています。

2 施策の方向性

循環型社会の形成を図るため、市民・事業者・各種団体や行政が協力して、ごみの減量化や資源化に取り組むことにより、ごみ処理に伴う環境負荷の低減及びごみの適正処理に努めていきます。

資源化の推進については、各種リサイクル制度の適正な運用などにより、資源の有効利用を図ります。各主体のごみ減量化に対する意識を高めるため、イベント時のビラ配布などによる啓発、出前講座などによる環境学習の機会の充実、廃棄物の発生量などに関する情報の提供などを推進します。

3 具体的な取組み

具体的な取組み	内容	担当課
①ごみの分別の徹底	市民に対し、ごみ収集カレンダー、分別辞典を配布し、ごみ出しルールの徹底を図ります。	環境課
②広域処理に向けた協議実施	周辺自治体と連携を図り、広域処理に向けた協議などを行います。	環境課
③循環型社会形成の促進	周辺自治体と連携してごみの排出抑制やごみ減量化・再使用・資源化を進める循環型社会形成を促進します。	環境課
④資源化・減量化に向けた積極的な情報提供	店頭回収を行っている店舗、生ごみ堆肥化の利用方法に関する情報及び地域のコミュニティでのごみの資源化や減量化に関する取組みなどを積極的に広報することにより、市民の意識向上を図ります。	環境課
⑤フリーマーケットの開催	フリーマーケットの開催等について、ホームページなどを活用し、市民へ積極的に情報を発信します。	環境課
⑥不法投棄防止対策	不法投棄防止のため、啓発用看板による注意喚起・パトロールによる監視強化を行い、あわせて広報誌などで啓発を図ります。	環境課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- ごみの排出を少なくするようなライフスタイルに見直しましょう。
- ごみの分別は、地域ごとに定められたルールに沿って、正しく分別して出しましょう。
- ごみの野外焼却や不法投棄はやめましょう。
- リサイクルショップ、フリーマーケットなどを活用しましょう。

《事業者の取組み》

- ごみの排出抑制やリサイクルの推進に努めましょう。
- 事業所で発生したごみは、決められたルールに従い、適正に処分しましょう。
- 農業用の廃プラスチックなどは、法律に基づき、適正に処分しましょう。
- ごみなどを運搬する時は、道路などに飛散しないよう飛散防止用シートを使用しましょう。
- ごみの野外焼却及び不法投棄はやめましょう。

《市の取組み》

- ごみの発生抑制のため、3R 運動の推進、ごみ分別に関する啓発を行います。
- 正しく分別されたごみは、適正に処理・処分します。
- 不法投棄をさせないための監視体制を強化します。

5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①市民 1 人 1 日あたりの収集ごみ排出量	g	542	538	環境課
②ごみのリサイクル率	%	13.6	14.0	環境課
③ごみの分別徹底に取り組んでいる市民の割合（アンケート調査）	%	83.9 (いつもしている割合)	85	環境課
④ごみ不法投棄件数	件	18	10	環境課

基本施策4：歴史的・文化的環境の保全

1 現状と課題

本市には、歴史的・文化的価値を有する指定文化財や、歴史的価値のある物語や民話が数多く残されています。

これらの文化遺産は、歴史的・文化的価値を有しているものの、その価値を説明する案内板が未設置であるなどガイダンス機能が不十分な状況にあります。市内に点在する多数の文化遺産を広く情報発信し、より多くの人に興味・関心を持ってもらうため、文化遺産の説明板や案内板、誘導サイン、パンフレットなどの作成や、歴史及び文化遺産の魅力を伝える観光ガイドの育成・学習会など臼杵の魅力向上を図る必要があります。

あわせて、城下町のシンボルともいえる臼杵城址、町八町地域、国宝臼杵石仏、多くの寺院、国内最大規模の下藤地区キリシタン墓地などは、観光資源として大きな魅力を有しており、臼杵を訪れた方が再度訪れたいような観光施策を実施し、より磨きをかけてその魅力を引き立たせる必要があります。

2 施策の方向性

本市の優れた歴史・文化的財産の保存を図るため、指定文化財の保護管理を推進します。

郷土の歴史や文化に対する理解と関心を促進するため、歴史的・文化的イベントを開催するなど、伝統文化に対する保存伝承を推進します。

3 具体的な取組み

具体的な取組み	内容	担当課
①文化財の保存	市内の指定文化財の保全・活用に努めます。	文化・文化財課
②文化財の展示機能の充実・整備	市の歴史資料館における文化財の展示機能の充実・整備を図ります。	文化・文化財課
③文化財の保護啓発	国県及び市指定文化財などの保護のための適正な管理・整備を啓発します。	文化・文化財課
④歴史的文化遺産の活用	歴史的文化遺産を市の広報誌やホームページに掲載し、イベントの開催など、観光の活性化を図ります。	文化・文化財課
⑤景観計画に基づいた良好な景観形成の推進	「臼杵市景観計画」に基づき、それぞれの景観地域ごとに良好な景観形成に努めます。	都市デザイン課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- 地域の歴史や文化に関心を持ち、歴史的・文化的資源の保存に協力し、継承に努めましょう。
- 地域の祭りや伝統行事に参加し、次世代へ受け継ぎましょう。
- 住宅を建設する時は、周辺環境との調和を図り、良好な景観形成に努めましょう。

《事業者の取組み》

- 地域の歴史や文化に関心を持ち、歴史的・文化的資源の保存に協力し、継承に努めましょう。
- 大規模な建築物の建設や開発を行う際には「臼杵市景観条例」や「臼杵市景観計画」を守り、周囲の景観と調和を図りましょう。

《市の取組み》

- 文化遺産の情報を広く発信するための環境づくりを行います。
- 文化遺産や観光施設を楽しむための教室や催しを行います。
- 国宝臼杵石仏を訪れた方が再度訪れたくなるように、四季の花（芝桜、蓮の花、コスモスなど）を楽しめるなどの周辺環境整備や仕組みづくりに取り組みます。
- 「臼杵市景観計画」に基づき、景観を損ねるおそれのある事案について、指導を行います。

5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①臼杵市歴史資料館入館者数	人	5,191	8,000	文化・文化財課
②景観形成実施家屋の累積件数 （歴環事業含む H3～）	件	255	310	都市デザイン課

第2節 自然環境（豊かな自然と共生するまち）

基本施策1：豊かな生態系の保全



1 現状と課題

本市では、里山や海、川などの様々な環境の中に、多くの動物や植物が生息しています。

特に、津久見島には、県の天然記念物であるミカドアゲハや希少な植物種が生息し、貴重な生態系を育てています。また、佐志生海岸周辺は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として環境省より抽出されています。

希少動植物が多く生息・生息している里山や河川においては、環境に配慮した保全を図っていくことが求められます。また、生態系への影響が懸念される海外から持ち込まれた植物やペット等の外来生物に対する取組みを推進する必要があります。

2 施策の方向性

多様な生態系を育む里山や海、川などの環境を保全するための取組みを推進します。

希少動植物が生息・生育している環境に配慮し、希少動植物の適正な保護を推進します。

希少動植物が生息・生育する重要な地域では、関係団体などと連携した適切な情報収集や定期的な監視を行うことにより希少動植物の保護を推進します。

良好な森林を維持し、希少植物を保護するため、シカやイノシシなどの有害鳥獣による森林被害を防止し、国・県や関係機関と連携した対策を推進します。

生態系に影響を与えるおそれがある外来生物に関する情報提供を図るなど、適切な外来生物対策を推進します。

3 具体的な取組み

具体的な取組み	内容	担当課
①自然環境保全活動の促進	絶滅危惧種を含む多様な希少動植物が生息・生育していることの認識を高め、保全する活動を促進します。	環境課
②河川環境に配慮した工事	河川工事など水生動植物が増殖しやすい工法による工事発注などを行います。	建設課
③生態系に配慮した施設整備の推進	水路などの施設の整備においては、生態系に配慮して推進を図ります。	上下水道工務課
④生物多様性に関する情報提供と啓発	生物多様性の重要性について、情報提供と啓発を図ります。	環境課
⑤特定外来生物に関する情報提供と啓発	生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物の移入及び拡大の防止のため、市民などに周知・啓発を図ります。	環境課
⑥特定外来生物の駆除	生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物についてボランティアや地元住民等と協力して駆除を行います。	環境課
⑦貴重な野生動植物の保護	市内に生息する貴重な野生動植物の適正な保護を推進します。	環境課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- 身近な自然を認識し、環境保全の活動に協力しましょう。
- 地域や各種団体が行う自然観察会や自然体験活動に積極的に参加し、環境保全に対する意識向上に努めましょう。
- 希少動植物の生息・生育環境を守りましょう。
- 外来生物に関する正しい知識を身につけましょう。

《事業者の取組み》

- 開発工事の際には、希少動植物の生息・生育環境に配慮しましょう。
- 身近な自然を確認し、環境保全の活動に協力しましょう。
- 外来生物を持ち込まないようにしましょう。

《市の取組み》

- 固有・外来動植物に関する正しい情報の周知を行います。
- 市内に生息する天然記念物や貴重な野生動植物の適正な保護を推進します。
- 生態系に影響を与える特定外来生物について、流入防止や駆除を行います。
- 生態系に配慮しながら、環境への影響を最小限にした河川工事を行います。

5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①自然の豊かさの満足度（アンケート調査）	%	82.7	85	環境課
②特定外来生物の駆除の実施	件	1	10	環境課

コラム：外来種被害予防三原則

外来種による被害を予防するために

1. 入れない ～悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。
2. 捨てない ～飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）。
3. 拡げない ～既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）。

すなわち・・・

1. 生態系などへの悪影響を及ぼすかもしれない外来種は、むやみに非自然分布域に「入れない」ことがまず重要で、
2. もし、すでに非自然分布域に入っており、飼っている外来種がいる場合は野外に出さないために絶対に「捨てない」ことが必要で、
3. 野外で外来種が繁殖してしまっている場合には、少なくともそれ以上「拡げない」ことが大切というものです。環境省では、外来種に関わる際、この原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力をお願いしています。

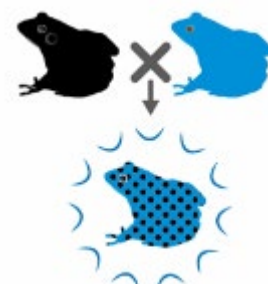
【捕食】在来種をたべる



【競争】在来種の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする



【遺伝的錯乱】近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



出典：環境省

基本施策２：生態系に配慮した農林漁業の推進

1 現状と課題

本市は、豊かな自然に恵まれ、身近に自然を感じられる環境にあります。

森林や水田は、雨が降った時に保水し、洪水や地すべりなどの災害を防止する役目も担っています。また、森林による肥沃な土壌や雨水の浄化作用は、農業生産や海での漁業に影響します。近年、農林業就業者は、高齢化や後継者不足等により、田畑の放置や、山林の間伐が十分に行われないなど、本来の自然が持つ機能が保てない状況となっています。

そのため、市民や事業者が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、「自然を守る」意識を向上させ、自然保護の活動や市で取り組んでいる各種施策に対する周知が必要です。

2 施策の方向性

田畑を本来の健全な姿に戻していくため「臼杵市土づくりセンター」で製造される完熟堆肥「うすき夢堆肥」の安定供給を行ない、化学肥料や化学合成農薬に頼らない「ほんまもん農業」を一層推進し、環境保全型農業の普及促進に努めます。

市有林・民有林の整備や古木の間伐などによる山林の整備・調和に努め、景観に配慮した森林保全を推進すると同時に、自然に親しめる森林環境を整備します。

美しい海を維持するために、市民や漁業者などと協力し、定期的な海岸清掃や海底耕うんなどに取り組めます。

本市独自の認証制度による「ほんまもん農産物」や地元の水産物である「臼杵ん地魚」など、積極的に安全で安心な食材を提供し、地産地消に努めます。

3 具体的な取組み

具体的な取組み	内容	担当課
①「ほんまもん農業」の推進	農地やその周辺の生態系を保全するため、化学肥料・化学合成農薬に頼らず、環境にやさしい「ほんまもん農業」の推進を図ります。	有機農業推進室
②担い手の育成	自然環境の維持・保全を図るため、第一次産業への就業者の確保及び担い手育成に努めます。	農林振興課 農林基盤整備室 産業促進課
③森林整備の推進	森林の持つ公益的機能を発揮するため健全な森林整備を推進し、環境に配慮した路網開設に努めます。	農林基盤整備室
④景観に配慮した森林保全の推進	人と自然が共生できる里山の森林保全を推進し、景観保全に努めます。	農林基盤整備室
⑤定期的な海岸清掃（海の日清掃など）	市民や漁業者などの協力のもと行われる清掃活動を支援し、美しい海の維持に努めます。	産業促進課 都市デザイン課 環境課
⑥地産地消の推進	農産物や水産物の認証・ブランド化を行ない、市内の飲食店や学校給食における地元食材の利用促進など、地産地消の取組みを支援します。	有機農業推進室 産業促進課 学校給食課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- 家庭において除草剤などを使用する際は、土壌環境に配慮しましょう。
- 再生可能な燃料として木材利用に努め、森林づくりにも協力しましょう。
- シカやイノシシなどからの被害を少なくするため、「①餌になるものを放置しない、②山林を整備して見晴らしを良くする、③防護柵を設置する、④追い払いや駆除をする。」などの自己対策を行いましょう。

《事業者の取組み》

- 化学肥料・化学合成農薬に頼らない環境保全型農業の実施により、土壌環境への負荷の低減に努めましょう。
- 除草剤などを使用する際は、土壌環境に配慮しましょう。
- 水源かん養機能の向上のために計画的な森林整備に努めましょう。
- シカやイノシシなどからの被害を少なくするため、「①餌になるものを放置しない、②山林を整備して見晴らしを良くする、③防護柵を設置する、④追い払いや駆除をする。」などの自己対策を行いましょう。
- 後継者などの担い手育成・確保に努めましょう。
- 関係機関などと情報共有を図り、環境保全に配慮した経営に取り組みましょう。

《市の取組み》

- 自然に親しめる森林環境の整備を推進します。
- UJ ターンを促進し、農林漁業の担い手の確保をサポートします。
- 環境保全に配慮した情報提供等を行います。
- 農林水産業を活発化させ、安全で安心な食材を地産地消する取組みを推進します

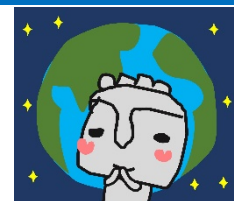
5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①新規農業就業者数	人	23	20	農林振興課
②新規林業就業者数	人	5	20	農林基盤整備室
③新規漁業就業者数	人	2	10	産業促進課
④間伐実施面積	ha	130	200	農林基盤整備室
⑤企業と共同して森林管理を行ってもらう森林面積	ha	6	10	農林基盤整備室
⑥森林の多面的機能の維持・増進のための森林整備面積	ha	23	80	農林基盤整備室
⑦海岸等の清掃の実施（海の日清掃ほか）	回	5	5	産業促進課 都市デザイン課 環境課



第3節 地球環境（地球にやさしく行動できるまち）

基本施策 1：地球温暖化防止対策の推進



1 現状と課題

地球温暖化問題は、自然の生態系及び人類に様々な悪影響を及ぼす恐れがあるとされており、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障問題として認識されています。また、地球温暖化は過去に例を見ないスピードで進行していることから、その防止に向けた対策を早急に図ることが求められています。

そのため、二酸化酸素の排出を抑制するため、各主体（市民・事業者・市）が環境に負荷を与えていることを自覚し、自主的に環境にやさしい行動、活動を行う必要があります。

本市では身近な取組みとして「クールビズ」や「ウォームビズ」等の省エネルギー対策やノーマイカーデーなどに努めていますが、国や県、その他各種機関、団体と連携しながら、効果的な地球温暖化対策を推進する必要があります。

2 施策の方向性

市民や地域の団体、事業者等に対して、省エネルギーなどの環境負荷を減らすことができる各種取組みを積極的に推進し、地球温暖化防止への貢献をめざします。

また、地球規模で進行するオゾン層破壊や地球温暖化の問題に対応するため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」に基づくフロン類の適正処理についての啓発を推進します。

3 具体的な取組み

具体的な取組み	内容	担当課
①エネルギー使用量の削減	本庁舎をはじめ市の施設の電気などのエネルギー使用量の削減に努めます。	財務経営課
②防犯灯のLED化	自治会で維持・管理している防犯灯のLED化を促進し、地域全体で省エネルギーの推進を図ります。	建設課
③地球温暖化防止啓発活動の推進	地球温暖化に関する情報の提供と市民への啓発周知に努めます。	環境課
④省エネ車・低公害車の導入	公用車の省エネ車・低公害車の導入に努めます。	財務経営課
⑤公共交通機関の利用促進	JRや路線バスなどの公共交通機関の利用促進を図ります。	秘書・総合政策課
⑥ノーマイカー運動の推進	地球温暖化防止活動の一環として年5回通勤時のノーマイカー運動を積極的に推進します。	環境課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- 暖房は、必要なときだけ使用し、適切な温度管理に努めましょう。
- 家庭における省エネ状況を把握するため、環境家計簿の導入に努めましょう。
- 照明やテレビなど家電製品は、こまめに電源を切るなど待機電力の削減に努めましょう。
- エコ製品やリサイクル製品など環境にやさしい製品の購入に努めましょう。
- 節水を心がけるようにしましょう。
- 外出の時には、公共交通機関を利用するなどして自家用車の使用抑制に努めましょう。
- 自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃料効率に配慮したエコドライブに努めましょう。

《事業者の取組み》

- 「クールビズ」や「ウォームビズ」の実践に努めるとともに、事務所や事業所などで使用する冷暖房は、必要なときだけ使用し、適切な温度管理に努めましょう。
- 事務所で使用する OA 機器や照明は、こまめに電源を切るようにしましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- エコ製品やリサイクル製品など、環境にやさしいグリーン購入に努めましょう。
- 設備の設置や更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入に努めましょう。
- 環境にやさしい事業活動を推進するため、ISO14001・エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの積極的導入に努めましょう。
- 節水を心がけるようにしましょう。
- 事業活動で使用する自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。

《市の取組み》

- 「クールビズ」や「ウォームビズ」の実践に努めます。
- 事務所で使用する OA 機器や照明は、こまめに電源を切るようにします。
- 設備の設置や更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- 市で使用する自動車は、環境にやさしい低公害車の購入に努めます。
- 地球温暖化に関する情報提供を行います。

5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①市有施設における二酸化炭素排出量	t-CO ₂	6,013	5,427	環境課
②市内コミュニティバスの平均乗車率	人	2.75	2.97	秘書・総合政策課
③市内路線バスの利用者数	人	12,699	15,400	秘書・総合政策課

コラム：COOL CHOICE

「COOL CHOICE」は、「2030 年度に、温室効果ガス排出量を 26% 削減（2013 年度比）する」という国の目標達成のために、国民が、低炭素型製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

身近な生活のなかで、未来のために、今選択できるアクションを選ぶ。

私たちが無理なく楽しく、そして今から始められる“COOL CHOICE（＝賢い選択）”は、具体的に次のような取り組みがあります。

1. 低炭素型製品への買換え

- ・LED、エアコン、冷蔵庫、テレビなどの省エネ製品
- ・高効率給湯器などの導入
- ・高気密高断熱住宅の新築・リフォーム



2. 低炭素サービスの選択

- ・公共交通の利用
- ・都市部ではカーシェアリング
- ・低炭素物流サービスの利用
- ・スマートメーターによる「見える化」



3. 低炭素なライフスタイル転換

- ・家庭でのクールビズ、ウォームビズ
- ・エコドライブ、自転車の利用
- ・うちエコ診断による見える化



出典：JCCCA「クールチョイス！省エネガイド楽しく“節エネ”ライフ」及び環境省ホームページ

基本施策2：再生可能エネルギーの有効活用

1 現状と課題

本市では、太陽光はもとより、臼杵湾から吹く風、森林資源などエネルギーとして活用できる資源が豊富にあることから、こうした再生可能エネルギーの導入や普及を進めていくことは、本市の施策として重要な位置を占めています。

一方で、こうした再生可能エネルギーについては、設備導入により二酸化炭素の排出量を抑制する効果は大きくなりますが、景観や自然との調和、地域住民の生活環境や健康面への影響などが懸念されています。

2 施策の方向性

本市が実施した市民アンケート調査結果において「省エネルギーや再生可能エネルギーに対する取組み」については、約74%が「重要」または「どちらかというとも重要」と回答されており、再生可能エネルギーに対する施策については、市民も関心が高い項目となっており、今後一般家庭における太陽光発電など自然エネルギーの利用促進に向け啓発を行う方針とします。

本市においては、再生可能エネルギーとして平成27年7月に策定した「臼杵市バイオマス産業都市構想」に基づき、バイオマス発電施設の導入を民間企業と計画的に進めており、こうした未利用資源の有効活用も促進する方針とします。

再生可能エネルギーのうち風力発電については、平成30年度時点で、本市と大分市の樫木山から九六位山にかけての尾根に民間企業2社が風力発電所の整備を目指して、各種調査・設計を行っています。

環境影響評価の対象となるような大規模な太陽光や風力発電等の導入については、景観及び自然環境への影響の低減が図られ、かつ懸念される課題等に関して地域住民と合意形成がなされていることを前提としたうえで、事後の公害防止や開発に関して市と協定を締結するなど、市としての指導・監視体制を整えるとともに、市民への正確な情報提供に努めることにより、潜在的な再生可能エネルギーの有効活用と自然環境の保全との両立を図ります。

3 具体的な取組み

具体的な取組み	内容	担当課
①再生可能エネルギー利用の啓発	一般家庭における太陽光・太陽熱など環境にやさしい自然エネルギーの利用を促進します。	環境課
②バイオマス利用の促進	市内に存在する「間伐材」、「焼酎かす」、「廃食用油」などの未利用資源の有効活用を促進します。	秘書・総合政策課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- 住宅の新築や改築の際には、太陽光や太陽熱など環境にやさしいエネルギーの導入に努めましょう。
- バイオマス等の再生可能エネルギーで発電された電力の導入を検討しましょう。

《事業者の取組み》

- 事務所や工場の新築や改築の際には、太陽光や太陽熱など環境にやさしいエネルギーの導入に努めましょう。
- バイオマス等の再生可能エネルギーで発電された電力の導入を検討しましょう。

《市の取組み》

- 一般家庭における太陽光発電など自然エネルギーの利用促進に向け啓発を行います。
- 再生可能エネルギーを活用したバイオマス発電等については、民間企業と連携を図り、より環境に配慮した導入方法等を検討し、推進するものとします。
- 大規模な開発を伴う再生可能エネルギー事業については、景観や自然環境への影響の低減及び地域住民との合意形成が図られていることを前提とし、事後の公害防止や開発に関する協定の締結など、市としての指導・監視体制を整えるとともに、市民への正確な情報提供に努めます。

5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①市内の太陽光発電施設 設置件数	件	1,517	1,669	環境課

基本施策3：二酸化炭素吸収源対策の推進

1 現状と課題

本市の森林面積は市面積の約7割を占め、豊富な森林資源を有しています。

こうした森林資源を有効に活用し、森林が持つ二酸化炭素吸収力による温暖化防止対策を推進する必要があります。

2 施策の方向性

二酸化炭素の吸収源対策として、森林の適正な管理を図るとともに、企業や各種団体が行う森づくりを推進します。また、林業体験学習の推進や緑の募金などに対する周知徹底を図ることにより、吸収源対策としての森林保全の重要性についての啓発に努めます。

3 具体的な取組み

具体的な取組み	内容	担当課
①森林の適正管理	間伐の実施や竹林の対策など、森林の適正管理を推進します。	農林基盤整備室
②企業・団体が行う森づくりの促進	企業・団体と協力して森林環境保全に関する活動を行い、森林が二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防ぐための森づくりを促進します。	農林基盤整備室 産業促進課
③緑化の推進	都市公園や公共施設内での緑化を推進します。	都市デザイン課 財務経営課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- 森林環境保全に関する活動に積極的に参加しましょう。

《事業者の取組み》

- 森林の公益的機能の維持増進のために適切な林地保全に努めましょう。
- 森林保全の重要性を理解してもらうために林業体験学習を推進しましょう。

《市の取組み》

- 森林の適正な管理を図ります。
- 企業や各種団体が行う森づくりを推進します。
- 緑の募金や、事業者が行う林業体験学習などに関する情報提供を含めたサポートを推進します。

5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①森林ボランティア活動人数	人	50	200	農林基盤整備室
②森林経営計画の作成推進	ha	320	400	農林基盤整備室

森林整備の主な効果

適切に森林の整備・保全を行うことにより、森林の多面的な機能が発揮され、温室効果ガス削減の国際約束の達成に貢献するとともに、国民の安全で安心な暮らしを確保。

■森林整備の主な効果



出典：林野庁

第4節 環境保全（みんなで取り組む環境保護）

基本施策1：環境学習・環境教育の推進



1 現状と課題

本市の環境を保護または維持するためには、環境学習や環境教育の充実が必要不可欠となります。本市においても環境学習や環境教育に取り組む機会はあるものの、市民の学習機会に関する満足度は65%であり、一層の広報に努める必要があります。

同時に、環境学習や環境保全活動を推進するための人材の育成及び確保についても、重要な課題事項となっています。

2 施策の方向性

みんなで取り組む環境保護を推進するために、既存の環境学習や環境教育の取り組みを積極的に広報すると同時に、人材育成や人材確保に関するサポートを行います。

3 具体的な取り組み

具体的な取り組み	内容	担当課
①生涯学習事業における環境学習の推進	生涯学習講座メニューの充実を図り、環境に関する生涯学習を推進します。	社会教育課 環境課
②青少年体験教室や講座などにおける環境学習の推進	体験教室や講座などのメニューに環境学習を取り入れていきます。	社会教育課 環境課
③幼児期における環境教育	環境問題に対し楽しみながら興味・関心を持つことができるよう、自然環境にふれ合える幼児期の遊びを推進します。	子ども子育て課 社会教育課 学校教育課
④体験的な環境教育の実践	学校・家庭・地域が連携し、土曜ふれあい学校などを活用した体験的な環境教育の実践を行います。	社会教育課 学校教育課
⑤「まなびりすと」の活用	地域の特性を活かした環境学習や環境問題に熟慮した人材「まなびりすと」の活用による環境講座など、学校における環境教育を推進します。	社会教育課 学校教育課
⑥「協育ネットワーク」の活用	学校教育を支えるしくみである「協育ネットワーク」を活用し、環境教育の推進をします。	社会教育課 学校教育課
⑦学校などにおける環境教育の推進	各教科・特別活動・総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて環境教育の推進に努めます。	学校教育課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- 環境に関する生涯学習講座や自然体験活動などに積極的に参加し、そこで得た情報を地域で行われる環境保全活動に活用しましょう。
- 市や地域が主催する出前講座などの機会を活用して、環境学習に取り組みましょう。
- 家庭内で環境について話し合う機会を増やしましょう。

《事業者の取組み》

- 学校で行われる環境教育に関する活動に協力しましょう。
- 地域で開催される環境に関する講座やイベントなどに参加・協力しましょう。

《市の取組み》

- 環境に関する生涯学習講座や自然体験活動などを開催します。
- 地域や学校への出前講座を実施します。
- 環境学習や環境教育を積極的に推進します。
- 環境学習や環境教育に関する人材育成や人材確保に関するサポートを行います。

5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①市民の環境学習の 機会の満足度 （アンケート調査）	%	65.1	70	環境課 社会教育課 学校教育課
②環境に関する 出前講座開催回数	回	3	5	環境課

基本施策2：環境保全活動の推進

1 現状と課題

本市では、ホームページや広報誌等を通じて環境関連情報を提供し、環境保全活動への参加へのきっかけづくりの一環として、「クリーンサポーター」による環境美化活動を推進しています。

一方で、環境保全活動を継続して行うためには、取組みへの支援や人材の育成や人材の確保が課題となっています。

2 施策の方向性

市民・事業者が自主的に行う環境保全活動をサポートします。

環境保全活動を推進するため、市民・事業者の活動事例の紹介やイベントなどの情報提供により活動の活性化を図るとともに、本計画で定めた目標等の進捗状況を中間目標年度に確認し、見直した計画を公表します。

また、市民・事業者・行政が協働して環境問題に取り組める機会や連携づくりを目指します。

3 具体的な取組み

具体的な取組み	内容	担当課
①環境保全活動の推進	市民・事業者が自主的に行う環境保全活動をサポートします。	環境課
②市民・市民団体による環境保全活動の促進	市民や市民団体による環境保全活動の取組み内容を広く広報誌などで紹介することにより市民の理解と関心を深め、活動の活性化を図ります。	環境課
③環境基本計画進捗状況の公表	環境基本計画の進捗状況については、中間目標年度に見直しを行い、結果を公表します。	環境課

4 各主体の取組み

《市民の取組み》

- 地域で行われる環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関しての正しい知識の修得や保全意識の向上に努めましょう。

《事業者の取組み》

- 地域で行われる環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関しての正しい知識の修得と保全意識の向上に努めましょう。

《市の取組み》

- 市民や市民団体による環境保全活動の取組み内容を紹介し、情報を提供します。
- 市民や事業者が環境保全活動へ興味を持ち、活動に気軽参加できる仕組みづくりを進めます。
- 本計画の進捗状況を把握すると同時に、中間目標年度に必要な応じて計画の見直しを行う方針とします。

5 成果指標

成果指標	単位	現況値（2017）	目標値（2028）	担当課
①環境美化活動への参加人数	人	10,184	10,200	環境課
②クリーンサポーター登録者数	人	1,529	2,500	環境課